

災害時等における死体の身元確認 及び捜査活動に関する協定書

京都府警察本部

一般社団法人京都府歯科医師会

- ＜第1条＞ 総則
- ＜第2条＞ 連絡責任者
- ＜第3条＞ 口腔鑑別班の編成及び派遣
- ＜第4条＞ 口腔鑑別班に係る指揮命令
- ＜第5条＞ 口腔鑑別班の任務
- ＜第6条＞ 資機材、器具等の準備
- ＜第7条＞ 任務識別章の交付
- ＜第8条＞ 費用弁償等
- ＜第9条＞ デンタルチャート及び
鑑定書の作成に要する経費
- ＜第10条＞ 活動結果報告
- ＜第11条＞ 訓練
- ＜第12条＞ 協議
- ＜第13条＞ 協定期間

災害時等における死体の身元確認及び捜査活動に関する協定書

京都府警察本部（以下「甲」という。）と一般社団法人京都府歯科医師会（以下「乙」という。）は、死体の身元確認及び捜査活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、自然災害、大規模事故等が発生した場合において、甲が乙と協力して死体の身元確認及び捜査活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

（連絡責任者）

第2条 死体の身元確認及び捜査活動を円滑に推進するため、甲にあつては捜査第一課長を、乙にあつては専務理事を連絡責任者とする。

なお、甲及び乙の連絡先は別表のとおりとする。

（口腔鑑別班の編成及び派遣）

第3条 甲は、死体の身元確認及び捜査活動を実施する必要がある場合は、歯牙鑑定による身元確認（口腔鑑別）班（以下「口腔鑑別班」という。）の派遣を、口腔鑑別班派遣要請書（別記様式第1号）により、乙に対し要請するものとする。

2 前項の要請は、緊急を要し文書の交付ができない場合には、電話（口頭）で行うことができるものとし、この場合は、事後、速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、前2項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに口腔鑑別班を編成の上、遺体安置所等に派遣し、甲の死体の身元確認及び捜査活動に協力するものとする。

（口腔鑑別班に係る指揮命令）

第4条 口腔鑑別班に係る指揮命令は、専務理事が行うものとする。

(口腔鑑別班の任務)

第5条 口腔鑑別班は、甲が行う検視等に際し、身元不明死体の歯科所見を観察して、デンタルチャートの作成、口腔内写真撮影、レントゲン写真撮影等の方法により個人識別資料を記録化するとともに、生前資料（カルテ、口腔内写真、レントゲン写真等）との対照を行い、歯科法医学上の観点から身元確認作業を行うものとする。

(資機材、器具等の準備)

第6条 口腔鑑別班が行う歯科法医学上の協力等に当たっては、原則として甲が提供する資機材、器具等を使用するものとする。

(任務識別章の交付)

第7条 甲は、乙の死体の身元確認等の捜査協力活動を円滑に行うため、あらかじめ口腔鑑別班に対し「任務識別章」（別記様式第2号）を交付するものとする。

(費用弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が死体の身元確認等の捜査協力活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

(1) 口腔鑑別班の派遣に要する経費

(2) 口腔鑑別班が携行した物資等に係る経費

2 前項の定めにより甲が負担する経費の額については、法令に定めのあるもののほか、実費を原則として甲乙協議して定める。

(デンタルチャート及び鑑定書の作成に要する経費)

第9条 甲は、口腔鑑別班が作成するデンタルチャート及び鑑定書に係る経費については、国が定める額を支払うものとする。

(活動結果報告)

第10条 乙は、口腔鑑別班の活動の結果を活動結果報告書（別記様式第3号）により、甲に報告するものとする。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定期間)

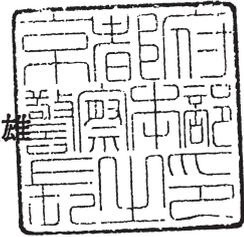
第13条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成26年12月19日から平成27年3月31日までの間とする。

2 この協定は、協定期間の満了の日の1月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは当該期間満了の日の翌日から更に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

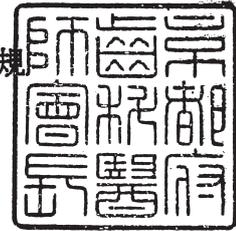
平成26年12月19日

甲 京都府警察本部長 山下 史雄



乙 一般社団法人

京都府歯科医師会会長 平塚 靖規



別表

	連 絡 先
甲（京都府警察本部）	捜査第一課 検視官室 電話 075-451-9111（内線4160～4164） F A X 075-451-6889 公用携帯電話(080)2458-0066
乙（一般社団法人 京都府歯科医師会）	京都府歯科医師会事務局 電話 075-812-8020（月～金の業務時間内） 075-812-8490（土・日・祝及び時間外） F A X 075-812-8812 メールアドレス kyoshi@kda8020.or.jp

別記

様式第1号

捜一第 号

平成 年 月 日

一般社団法人

京都府歯科医師会会長 殿

京都府警察本部長

口腔鑑別班派遣要請書

災害時等における死体の身元確認及び捜査活動に関する協定第3条の規定により、下記のとおり、口腔鑑別班の派遣を要請します。

記

1 派遣場所

2 派遣期間

3 派遣を要請する口腔鑑別班の数

4 要請する活動の内容

検視等に際しての歯科法医学上の協力（身元確認作業）

5 その他特記事項

連絡担当者

捜査第一課 検視官室 電話075-451-9111(内線4160～4164)

別記

様式第2号

京都府歯科医師会 口腔鑑別班
歯科医師  京都 太郎

別記

様式第3号

活動結果報告書

活動年月日	平成 年 月 日
活動場所	
歯科医師名	
活動結果	取扱総数 件
	デンタルチャート 件
	口腔内写真撮影 件
	レントゲン写真撮影 件
	照合 件
特記事項	